

御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務の
委託にかかる公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

御浜町では、町への移住・交流等を促進するため、御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務を委託する相手方の選定を以下のとおり公募型プロポーザル方式により実施します。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務

(2) 委託業務概要

別添3「御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

平成30年5月1日～平成31年3月31日

(4) 委託料の提案上限額

5,661,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 平成30年度年間目標

移住決定件数1件以上

3. 参加条件

本プロポーザルに参加する者には、次に掲げるすべての条件を満たすことを求めます。

- (1) 御浜町の地域に事務所を有し、当該地域において活動している非営利（型）の法人又は任意の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 本業務を遂行できる環境が整っていると認められる法人等であること。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての事項を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (4) 団体及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でな

いこと。

5. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別添1「参加表明書（様式1）」に以下に示す書類を添えて、次のとおり、提出期限までに御浜町役場企画課の執務時間中に同課に持参し、提出してください。

（1）提出期限

平成30年4月16日（月）午後5時00分（必着）

（2）参加表明書への添付書類

- ①企画提案書 ※「6. 企画提案書記載事項等」により作成してください。
- ②見積書 ※消費税及び地方消費税の金額についても明記してください。
- ③実績書 ※類似業務の実績の有無及び内容を記載してください。
- ④法人等の定款、規約、会則又はこれらに類する書類及び組織名簿
- ⑤その他ヒアリングにあたって必要な書類（添付は任意）
- ⑥納税証明書（平成30年2月1日以降に発行された課税されているすべての税目について未納がない旨の証明書）

（3）提出部数

- ①参加表明書、納税証明書 各1部 ※A4版、片面印刷
- ②その他の添付書類 各5部 ※A4版、片面印刷

6. 企画提案書記載事項等

企画提案書の作成にあたっては、本要項において示す年間目標に留意のうえ、以下により作成してください。提出の対象となる業務内容は、仕様書のとおりとします。

（1）表題

「御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務企画提案書」として、法人等の名称も明記してください。

（2）法人等の概要

法人等自身の理念（将来像（ビジョン）、提供価値、ミッション等）、事業目標と戦略の概要を記載してください。また、それらと本業務との関連性も記載してください。

（3）業務内容

以下の事項についての提案内容を記載してください。

- ①仕様書「2」及び本要項「2」の（5）関連
 - ・本業務の目的及び目標実現に向けた基本的な方針
- ②仕様書「6」関連
 - ・人員体制（図化のこと。）
- ③仕様書「7」の（1）の①関連
 - ・ビューローの開設日・開設時間
 - ・相談窓口の業務開始日、開設日・開設時間、業務時間外・休業日の対応等

・業務期間中の業務スケジュール

※⑦仕様書「7」の(3)の②のイベントスケジュール案も盛り込むこと。

④仕様書「7」の(1)の②関連

・地域の理解を深めるための具体的な取り組み内容

⑤仕様書「7」の(1)の③関連

・交流を通じた集客交流産業を始めとした産業に資する環境を整えるその具体策
・移住者を始めとした創業希望者等を支援する取り組みの具体策
・自らが試みる事業の具体策

⑥仕様書「7」の(2) 関連

・効果的な相談対応及び移住に至る切れ目のない支援を実現するための手段・工夫
・作成しようとする相談マニュアルの概要・作成スケジュール

⑦仕様書「7」の(3) 関連

・各イベントの目的・内容
・移住生活体験の機会提供の手段・工夫
・移住者希望者の掘り起こし、働きかけ、相談窓口への誘導のための手段・工夫

⑧仕様書「7」の(4) 関連

・町及びビューローのプロモーションの手段・工夫

⑨仕様書「9」の(2) 関連

・同窓会連絡会の事務局業務受託の可否の可能性

⑩仕様書「10」 関連

・クレーム処理に関する体制、対応方法等
・個人情報保護に関する対応方法等（プライバシーマーク含む。）

(4) 名称案

「御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）」としている尾呂志保育所（休止中）の通称について、複数の対案を記載してください。

7. 本要項等に関する質問

本要項等に関して不明な点がある場合の質問の取り扱いについては、次のとおりとします。

(1) 質問の方法

質問書（任意様式）を御浜町役場企画課の執務時間中に同課に持参・若しくはFAXにて送信してください。

※FAX送信後は、必ず電話にて着信確認等を行ってください。

(2) 質問の受付期間

平成30年4月9日(月)から平成30年4月11日(水)午後5時00分まで（必着）

(3) 質問への回答

提出された質問書への回答は、参加表明書を提出した法人等にFAXにて行います。

なお、この回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなします。

8. 企画のプレゼンテーション（審査）

参加表明書を提出した法人等には、企画内容をプレゼンテーションしていただきます。

実施日（予定） 平成30年4月18日（水）

※正式な日時、場所は追って連絡します。

9. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。
 - ①提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③本要項に違反すると認められる場合
 - ④本要項に示した参加条件又は参加資格がないと認められる場合
 - ⑤その他、御浜町が指示した事項に違反した場合
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用のすべては、参加表明書を提出した（若しくはしようとした）法人等が負担するものとします。
- (3) 提出期限を過ぎた場合、提出された書類の差替え及び再提出は認められません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 提出された書類の著作権は、当該書類を提出した法人等に帰属するものとします。ただし、本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、町は、当該書類を提出した法人等の承認を得ずに提出書類の内容を無償で使用する事ができるものとします。
- (6) 同一の法人等が複数の企画提案書を提出することはできません。
- (7) 参加表明書の提出をもって、当該参加表明書を提出した法人等は、本要項等の内容に同意したものとみなします。
- (8) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任用様式）を提出してください。

10. 審査等

- (1) 庁内で組織する選定委員会において、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの結果を別添2「公募型プロポーザル評価・選定基準」の「1. 評価基準」に基づき総合的に審査し、総合評価点が最も高い提案を行った1法人等を本プロポーザルにかかる委託契約の相手方となるべき候補者（以下「契約予定者」という。）として特定します。ただし、別添2「公募型プロポーザル評価・選定基準」の「2. 選定基準」を満たさない場合は、契約予定者を特定しない場合があります。なお、総合評価点の合計が同じ場合は、抽選により契約予定者を特定します。
- (2) 審査結果は、契約予定者の特定後、全ての提案者に通知します。
- (3) 審査過程は、非公開とし、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

11. 契約等

(1) 契約手続き

審査で特定した契約予定者を本業務委託契約に係る随意契約の相手方として、仕様に関して調整を行い、調整後の仕様において見積書を徴します。

見積書を徴した結果、妥当だと判断されれば、契約予定者と委託契約を締結します。

なお、この契約が不成立となった場合には、当該契約が不成立となった契約予定者の次に総合評価点の高い企画提案書を提出した法人等を契約予定者とし、同様の方法により、契約を締結することができるものとします。

12. 契約に関する注意事項

本プロポーザルは、予算が成立し、執行に必要な予算措置がなされることを前提に準備行為として行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合には、本プロポーザルにかかる一切の契約は締結しません。また、この場合においても、本プロポーザルに参加したことにより生じた費用について、御浜町に請求することはできず、すべて参加表明書を提出した法人等の負担となるものとします。

13. 本プロポーザルにかかるスケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 本実施要項等公表期間（予定） | 平成30年3月7日(水)～平成30年4月3日(火) |
| (2) 質問書受付期間 | 平成30年4月9日(月)～平成30年4月11日(水) |
| (3) 参加表明書提出期限 | 平成30年4月16日(月) |
| (4) プレゼンテーション（予定） | 平成30年4月18日(水) |
| (5) 選考日（予定） | 平成30年4月中下旬 |
| (6) 契約締結（予定） | 平成30年5月1日(火) |

14. 問い合わせ先（書類提出先）

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町役場企画課 担当 中本、林

電話：05979-3-0507 FAX：05979-2-3502

執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(様式 1)

公募型プロポーザル参加表明書

平成 年 月 日

御浜町長 あて

所在地
商号又は名称
代表者氏名

御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務の委託にかかる公募型プロポーザルに参加します。

なお、この参加表明書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを制約するとともに、御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務の委託にかかる公募型プロポーザル実施要項にて示された参加条件及び参加資格を満たしていることを誓約します。

【添付書類】

- ①企画提案書
- ②見積書
- ③実績書
- ④法人等の定款、規約、会則又はこれらに類する書類及び組織名簿
- ⑤その他ヒアリングにあたって必要な書類（添付は任意）
- ⑥納税証明書

(事務担当者)

所属部署等
担当者氏名
電話番号
FAX番号

公募型プロポーザル評価・選定基準

1. 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点	点数	×係数	=得点
①実施体制に関する評価	法人等の目的との親和性	30		5	
	実施体制、実績			1	
②提案内容に対する評価	業務目的の理解度	30		2	
	業務の実施に必要な能力			1	
	提案内容の企画力			1	
	提案内容の独自性・強み			1	
	業務スケジュール等の妥当性・可能性			1	
③見積価格		40		8	
合計 ※総合評価点		100			

※1 御浜町が想定している水準の提案を3点として、各評価の着眼点に対して、1点から5点までの5段階の点数（③見積価格については別に定める点数）を付け、当該点数に係数を乗じて得た点数の合計を各評価項目の得点とする。

※2 各評価項目の得点の平均点（小数点以下2位四捨五入）を各評価項目の評価点とし、各評価項目の評価点の合計を総合評価点とする。

2. 選定基準

評価項目	配点	選定基準
①実施体制に関する評価	30	配点の10分の3（9点）以上
②提案内容に対する評価	30	〃（9点）以上
③見積価格	40	〃（12点）以上
合計 ※総合評価点	100	配点の10分の6（60点）以上